

議案第77号

大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

大阪市国民健康保険条例(昭和36年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号ウ(7)中「及び」を「及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。)並びに」に改め、同号エ中「額及び」を「額及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。)並びに」に改める。

第14条の2中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第17条の2第1項中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第2項中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第5項中「平成31年度分」を「令和2年度分」に、「額及び」を「額及び同号ヲに定める額(市長が定めるものに限る。)並びに」に改める。

附則第6項中「平成31年度分」を「令和2年度分」に改め、同項第2号中「100分の29」を「100分の30」に改め、同項第3号ア中「100分の25」を「100分の24」に改める。

附則第7項中「平成31年度分」を「令和2年度分」に改め、同項第2号中「100分の29」を「100分の30」に改め、同項第3号ア中「100分の25」を「100分の24」に改める。

附則第8項中「平成31年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第9項中「平成31年度分」を「令和2年度分」に改め、同項第2号中「100分の37」を「100分の42」に改め、同項第3号中「100分の17」を「100分の12」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分以後の保険料について適用し、平成31年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定方法、基礎賦課額の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めるとともに、令和2年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定基準等の特例措置を講じるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市国民健康保険条例（抄）

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第11条 一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下退職被保険者等という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2の規定により基礎賦課額を減額する場合にあつては、その減額する額を含む。）の総額（以下基礎賦課総額という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 省 略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

アーイ 省 略

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて国民健康保険保険給付費等交付金という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額

(7) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号に掲げる額（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）

(イ)ー(ウ) 省 略

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退

職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定
政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する
省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額(市長が定める
ものに限る。)並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を
除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

(基礎賦課額の賦課限度額)

第14条の2 第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額(混合世帯の場合には、これら
の規定による基礎賦課額の合算額。以下同じ。)は、580,000円を超えることができな
610,000円

い。

(保険料の減額)

第17条の2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に納付義務が発生した
場合には、その発生した日。以下この項において同じ。)現在において、世帯主、その
世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第314条の
2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、
同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33
号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額
及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規
定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15
項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に
規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡
所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条
の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15
項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5
項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又
は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に280,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない
285,000円

場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

- 2 市長は、前項の規定による減額がされない世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した同項の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料の賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に510,000円を乗じて得た金額を加算した
520,000円

金額を超えない場合においては、第12条又は第13条の2第1項の基礎賦課額及び第14条の2の3又は第14条の2の5第1項の後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の合算額から市規則で定める額を減額する。

3 省 略

附 則

1－4 省 略

5 平成31年度分の保険料に係る基礎賦課総額の算定に係る第11条第2号ウ及びエの **令和2年度分**

規定の適用については、同号ウ中「の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額」とあるのは「の額」と、同号エ中「の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまでに定める額及び同号ヲに定める額（市長が定めるものに限る。）並びに同省令附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額」とあるのは「の額」とする。

6 平成31年度分の保険料に係る基礎賦課額の保険料率は、第14条第1項の規定にかか **令和2年度分**

わらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の $\frac{100分の29}{100分の30}$ に相当する額

を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の25}{の24}$ に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込

数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イーウ 省 略

7 平成31年度分の保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第14条の2 **令和2年度分**

の6第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{100分の29}{100分の30}$

に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{100分の25}{100分の24}$ に相当する額を、当該年度の初日における一般被保険者が

属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数及び特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イーウ 省 略

8 平成31年度分の保険料に係る介護納付金賦課額は、第14条の4の規定にかかわらず **令和2年度分**

ず、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者について算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

9 平成31年度分の保険料に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第14条の6の規定に **令和2年度分**

にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省 略

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の $\frac{100分の37}{100分の42}$ に相当する額を、当該年度の

初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の $\frac{100}{100}$ 分の17に相当する額を、当該年度の初
100分の12

日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

10-11 省 略